

一復第五七〇號

未回収債権の処理について通牒

第一復員局文書課長

昭和二十一年十一月十二日

元陸軍に於て取立つべき金錢債権であつて未回収のもの
は左記に依ることと定められたから依命通牒する
以下未回収の債権と稱すの処理

左記

- 一 未回収債権として本要領により処理するものは左に掲げるものである
- 1. 前金払金の未銷却金額で官に返納未済のもの
- 2. 概算払金の精算残額で官に返納未済のもの
- 3. 官給材料松下代金で官に納入未済のもの
- 4. 軍需品等物品松下代金で官に納入未済のもの
- 5. 損害賠償金又は損失補償金の過誤払に官に返納すべきものの返納未済のもの
- 6. 契約に基く支払金の過誤払に官に返納すべきものの返納未済のもの

0877

7. 其の他官に年済すべき債務であつて年済未済のもの（軍人軍属に對する過誤給與金の返納未済のものを含む）
 二 未回収債権に對しては此の際すべて納入告知書を発行し正式に債権取立の
 行為をなしかくものとし之が爲当分の間左記の通歳入徴収官第一復
 員官經理部長の分掌官を設ける

分掌官	分掌官
第一復員局技術整理部長	各該關係部局設置者に係る 元陸軍所屬の債権徴収事務 （決算事務を除く）
復員連絡局長	
復員連絡局支部長	
船舶残務整理部長	

三 分掌官の業務は左の通とする

一 未回収債権の徴収に關し會計諸法規に遵ひ歳入徴収官の調
 定並納入告知書の業務を行ふ
 納入告知書は歳入徴収官第一復員官經理部長分掌官〇〇〇
 部（局）長の名を以て発行し納入期限は昭和二十一年三月三十一日と
 す。但し債権の調定未確定のものについては其の確定後要すは

納入期限を昭和三十三年一月以後に定めて発行してよい

納入告知書発行に際しては領收清通知書片の欄外に「該通知書は必ず分掌官を經由送付せられたし」との記入をなし置くを要する

元作業特別会計に属する未回収債権で既に納入告知書発行済のものに対しては本要領により告知書^再発行する必要はなく別に適宜の方法で督促する

2. 分掌官は別紙様式により十月三十日現在に於ける未回収債権^{前號の元作業未回収債権を含む}を調査し三部を調製し二部を十二月三十日迄に第一復員局

3. 分掌官が日本銀行から領收清通知書を受けた場合は遅滞なく該通知書に關係する憑書類一式を添えて第一復員局^{送付先は經理部若松所分室}に送付しなればならない

領收清以外の債権に關する憑書類は別に指示ある迄分掌官に於て保管し置くものとする

整

一復第六一三號

第一復員官署一般(含地方法部)

ソ聯地区からの引揚者の持帰り金について

昭和三十一年十一月二十一日

第一復員局長 上月良夫

ソ聯地区に在る軍人軍属及一般人の引揚開始が傳へられておるが
 現状ではこれ等引揚者が如何なる通債又は現金預り證を携帶
 して来るか全く不明なので取り敢へず一般の例(十月九日一復第四七七
 号別紙一)に依り取扱ひ將枝五百円下士官兵二百円軍属及一般邦
 人一千円以内を交換するものとし左記を携帰り金の支拂對象とし
 ることに決定されておるから承知せられたい
 尚ソ聯通債一ルマルは邦債一円とし一千マルポネツクは十ルマル(十円)
 として取扱はれる

追って本件は藏理外第五五五号に依り大藏省から日本銀行宛

0881

通知されたる

記

一 本邦通貨及現地通貨

二 聯地区に在る本邦旧外交機關又は邦人團體が發行した現金
預り證(現金兌換證明書等)從來現金預り證に準じて取扱つ
て来たものを含む(以下同じ)

三 聯地区に在る本邦軍隊の部隊長又はこれに代る者が發行した
現金預り證

四 聯官憲が發行した現金預り證

以上

0882